

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

- 岡山県地方独立行政法人法施行細則の一部を改正する規則
- 家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

（以上県例規集登載）

### 【告示】

- 技能検定試験手数料の金額の一部改正
- 令和五年度県統計調査の実施
- 指定居宅サービス等の事業の廃止
- 知事指定薬物の指定の失効
- 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退
- 特定計量器定期検査
- 家畜検査の実施
- 豚熱予防注射の実施
- 道路の供用開始
- 都市計画事業の事業計画の変更認可
- 都市計画下水道の事業計画の変更認可
- 構造計算適合性判定を委任した指定構造

行政改革推進室

畜産課

労働雇用政策課

統計分析課

指導監査室

医薬安全課

障害福祉課

工業技術センター  
畜産課

道路整備課

都市計画課

建築指導課

## 目次

担当課（室）

計算適合性判定機関からの変更の届出

### 【公告】

- 県営土地改良事業計画の縦覧
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

### 【監査公表】

- 令和四年度の監査の結果に基づき講じた措置の公表
- 財政的援助団体等に係る令和四年度の監査の結果の公表
- 令和三年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の公表

### 【教育委員会】

- 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則
- 学校教育法施行規則実施細則の一部を改正する規則
- 岡山県教育委員会事務局の組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則
- 岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 岡山県教育委員会事務決裁規程の一部改正
- 県費負担教職員の職の設置等に関する規程の一部改正

耕地課  
建築指導課

監査事務局

教育委員会

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

◎岡山県監査公表第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十四項の規定により、監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により、次のとおり公表する。

令和五年三月二十四日

岡山県監査委員	木
岡山県監査委員	中
岡山県監査委員	浅
岡山県監査委員	飛
	山
	間
	川
	口
	京
	雅
	義
	美
	子
	正
	保

# 令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

## 1 知事部局関係

監査実施機関	監査実施年月日
--------	---------

(知事直轄・総合政策局・総務部関係)

県立記録資料館	令和4年8月23日
---------	-----------

監査結果（指摘事項）

①印刷の契約において、契約金額が100万円以上であるにもかかわらず検査調書を作成していないものが認められた。

措置の内容

①検査調書の作成の考え方を再認識し、財務規則等の関係法令を正しく理解し、適正な事務処理を行うよう職員に周知した。  
今後は、財務規則に基づき、適切に検査調書を作成する。

(県民生活部関係)

県民生活部	令和4年10月28日
-------	------------

監査結果（指摘事項）

①雑入（自立促進資金貸付金償還金）及び雑入（生業修学資金貸付金償還金）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

ア雑入（自立促進資金貸付金償還金）収入未済状況

令和2年度末	14,203,547円
令和3年度末	13,334,447円
比較増減	△869,100円

イ雑入（生業修学資金貸付金償還金）収入未済状況

令和2年度末	16,612,060円
令和3年度末	15,702,060円
比較増減	△910,000円

- ② N T T 管路使用料の支出について、正当債権者でない者に支払っているものが認められた。
- ③ 市町村に対する交付金の支出について、正当債権者でない者に支払っているものが認められた。

措置の内容

- ① ア文書、電話による督促や、訪問による面談を行い、債務者の収入、資産の状況等に応じた対応を行うとともに、職員だけでは対応困難な事案については、弁護士への業務委託も活用し、債権の回収に取り組んでいるが、令和4年度は、12月末現在で30名から 436,100円（うち完済1名216,000円）を回収した。  
また、免除（貸付金の返還免除に関する条例第2条）に該当した1件335,000円は、返還免除の処理をした。  
今後も各債務者の状況を踏まえ、きめ細かな対応を心がけながら、収入未済額のさらなる縮減に努める。
- ① イ文書、電話による督促や、訪問による面談を行い、債務者の収入、資産の状況等に応じた対応を行うとともに、職員だけでは対応困難な事案については、弁護士への業務委託も活用し、債権の回収に取り組んでいるが、令和4年度は、12月末現在で41名から653,000円（うち完済3名135,000円）を回収した。  
また、免除（貸付金の返還免除に関する条例第2条）に該当した2件577,000円は、返還免除の処理をした。  
今後も各債務者の状況を踏まえ、きめ細かな対応を心がけながら、収入未済額のさらなる縮減に努める。
- ② 令和3年5月31日に誤払いが発覚した後、直ちに戻入命令書を作成の上、正当債権者でない者へ返納通知書を送付し、返納してもらうとともに、正当債権者への支払を行った。  
主な発生原因は、資金前渡により払込通知書で支出すべきものについて、誤って口座振替による支出処理を行い、その後の確認が不十分だったことである。以後、支出関係書類等を十分確認し、適正な事務処理を行うよう徹底した。
- ③ 令和4年3月31日に誤払いが発覚した後、直ちに戻入命令書を作成の上、正当債権者でない者へ返納通知書を送付し、返納してもらうとともに、正当債権者への支払を行った。  
主な発生原因は、既存の支出データを基に誤った支出先への支出処理を行い、その後の確認が不十分だったことである。以後、関係職員間で事務処理手順等を改めて確認し、再発防止を徹底した。

(保健福祉部関係)

保健福祉部	令和4年11月7日
-------	-----------

監査結果（指摘事項）

- ① 収入未済額について、雑入（児童扶養手当返納金）及び母子父子寡婦福祉資金

貸付金について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

## ア雑入（児童扶養手当返納金）収入未済状況

令和2年度末	1,935,740円
令和3年度末	2,815,760円
比較増減	880,020円

## イ母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和2年度末	6,371,550円
令和3年度末	6,393,585円
比較増減	22,035円

- ② 自宅療養サポートセンター運營業務委託について、請求額を見誤って間違った金額を支出したものが認められた。
- ③ 集団接種会場医療従事者報酬について、勤務実績の確認を怠り、勤務していない人に誤って支出したものが認められた。
- ④ 精神科病院群輪番体制整備事業に係る委託料について、誤って受託団体代表者の個人口座へ入金したものが認められた。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症患者の移送用に賃借している車両1台について車検の有効期間が満了していたことに気付かず、車検切れの状態で使用していたものが認められた。

## 措置の内容

- ① ア債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促を行っている。また、債務者の状況に応じて、債務額の一部（令和4年12月末現在6,000円）について履行延期を行った。今後とも、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理を行う。
- ① イ債務者に対し、督促状の送付や電話等による督促を行っているところであり、債務額の一部（令和4年12月末現在2,961円）について償還があった。今後とも、収入未済額の解消に努めるとともに、債務者の経済状況等を正確に把握して適正な収納管理を行う。
- ② 請求書と支払に関する書類等、複数の書類の情報が一致していることを再度確認し、支払事務を行うことにより、再発防止に努める。

- ③請求書と支払に関する書類等、複数の書類の情報が一致していることを再度確認し、支払事務を行うことにより、再発防止に努める。
- ④請求書と支払に関する書類等、複数の書類の情報が一致していることを再度確認し、支払事務を行うことにより、再発防止に努める。
- ⑤点検整備計画を複数の職員で確認することや引き継ぎを確実に行うことに加え、車と運転日誌に車検満了日を記載することで担当者だけでなく、運転手も含め、複数の目で確認ができるような体制を確保した。

福祉相談センター	令和4年8月23日
----------	-----------

監査結果（指摘事項）

- ①収入未済額について、児童保護弁償金に係る延滞金については総額は減少しているものの、児童保護弁償金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

ア児童保護弁償金収入未済状況

令和2年度末	4,285,460円
令和3年度末	5,011,900円
比較増減	726,440円

イ児童保護弁償金に係る延滞金収入未済状況

令和2年度末	1,310,600円
令和3年度末	1,161,200円
比較増減	△149,400円

措置の内容

- ①ア及びイ滞納者に対しては、事務担当者と担当の児童福祉司が連携し、文書、訪問、電話等による督促を行っている。児童保護弁償金徴収強化月間を年3回実施しているほか、通年で訪問徴収を行うなど、督促強化に取り組んでいる。また、新規滞納者の発生未然防止を図るため、児童の施設入所に際して発生する費用とその負担についての説明用チラシを作成し、納入義務者に説明するなど、納期限内納付に向け取り組んでいる。
- なお、延滞金は、児童保護弁償金の遅延納付に基づき発生するものであることから、児童保護弁償金の遅延納付が発生しないよう、児童保護弁償金の収入未

# 令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

済と同様に、事務担当者と担当児童福祉司との連携強化を図り、延滞金発生の未然防止に向けた納期限内納付の啓発に取り組んでいる。

令和4年12月末現在収入状況

- ・ 児童保護弁償金 11件 137,700円
- ・ 延滞金 14件 9,900円

倉敷児童相談所

令和4年8月16日

監査結果（指摘事項）

- ①児童保護弁償金の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

令和2年度末	4,409,855円
令和3年度末	4,679,445円
比較増減	269,590円

措置の内容

- ①新たな収入未済の発生防止のため、新規の納入義務者に対しては口座振替による期限内納付を積極的に勧めるとともに、滞納者に対しては担当福祉司と連絡を密にして納付の確実な履行につながるよう努めた。

また、文書催告に加えて金融機関等を対象とした財産調査を行い、換価可能財産が判明したケースについては滞納処分を行うなど、適正な執行に努めた。

令和4年12月末現在収入状況

- ・ 児童保護弁償金 74件 487,460円

（産業労働部関係）

産業労働部

令和4年11月4日

監査結果（指摘事項）

- ①中小企業支援資金貸付金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

中小企業支援資金貸付金収入未済状況

令和2年度末	456,828,726円
--------	--------------

令和3年度末	446,098,382円
比較増減	△10,730,344円

②令和2年度の岡山県中小企業団体中央会補助金について、交付決定及び確定の額を誤り、過大に交付していたものを、令和3年度に返還させているものが認められた。

措置の内容

- ①新たな収入未済の発生については、貸付組合等に対して定期的に運営診断を実施し、経営状況を把握して指導を行うことにより防止している。  
 現在、収入未済となっている貸付金については、貸付先及び連帯保証人等との交渉や督促により、早期回収に努めるとともに、債権回収会社のノウハウや交渉力を活用し、連携して連帯保証人等への督促を行っている。  
 今年度はコロナ感染症の影響で多くの事業者の業績が悪化する中で令和4年12月末時点の回収額は6,584,344円となっている。  
 なお、自己破産等の法的整理や連帯保証人の行方不明などにより、回収の目処が立たないものについては、債権放棄等の不納欠損処分を行うこととしている。
- ②令和3年度以後の補助金については、補助対象経費及び補助率の確認を徹底するよう岡山県中小企業団体中央会を指導するとともに、県においても再度確認を行うこととしている。

(農林水産部関係)

農林水産総合センター	令和4年8月30日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①前年度の注意・指導事項のうち、必要な契約書、請書のないもの又はその内容が適正でないものについて、本年度の監査においても、屋内清掃業務仕様書において、受託者は作業責任者を選任したときは、委託者にその者の履歴書を提出し承認を受けることとしているにもかかわらず、履歴書の提出を受けず承認もしていないものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①契約の際、必要な事務処理をリスト化するなど、必要書類を漏らすことのないよう徹底を図っており、現在では適正な事務処理を徹底している。</p>	

(土木部関係)

土木部	令和4年10月31日
-----	------------



監査結果（指摘事項）

①土木使用料（住宅使用料）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

土木使用料（住宅使用料）収入未済状況

令和2年度末	46,101,831円
令和3年度末	45,808,667円
比較増減	△293,164円

②令和2年度の委員報酬について、会議の延期に伴い全額戻入を行う必要があったにもかかわらず、戻入処理を怠り、令和3年度に処理を行ったものが認められた。

措置の内容

- ①指定管理者が配置している専任の収納員による電話での督促や、戸別訪問による徴収などに加え、県職員による督促、明渡請求訴訟等の提起を行っている。また、債権回収会社及び弁護士への委託により、令和4年12月末現在、4件298,897円を回収しており、今後一層の収入確保に努める。
- ②課内関係者において事務処理手順を改めて確認したほか、統合財務会計システム上の支出額と精算額の差額や、戻入処理が必要な現金を一時保管する金庫を、担当者が定期的に確認することとし、再発防止に努めている。

（県民局及び地域事務所）

備前県民局	令和4年10月17日
監査結果（指摘事項）	
①収入未済額について、雑入（生活保護費返還金・徴収金外）、違約金及び延納利息（農業改良資金貸付金違約金）及び土木使用料（河川占用料外）については総額は減少しているものの、母子父子寡婦福祉資金貸付金については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。	
ア雑入（生活保護費返還金・徴収金外）収入未済状況	
令和2年度末	3,729,273円
令和3年度末	3,228,549円

比較増減	△500,724円
------	-----------

## イ母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

令和2年度末	9,520,032円
令和3年度末	9,614,107円
比較増減	94,075円

## ウ違約金及び延納利息（農業改良資金貸付金違約金）収入未済状況

令和2年度末	18,237,762円
令和3年度末	17,694,403円
比較増減	△543,359円

## エ土木使用料（河川占用料外）収入未済状況

令和2年度末	2,585,784円
令和3年度末	1,777,179円
比較増減	△808,605円

- ②公有財産貸付に係る公有財産貸付台帳が整備されていないものが認められた。
- ③卓上マイクロ冷却遠心機を購入した際に、業者が納入条件に従い既存の冷却遠心機の引取撤去を行っていたが、処分の手続がされていないものが認められた。

### 措置の内容

- ①ア生活保護費の返還金及び徴収金を滞納している者に対して、家庭訪問や文書・電話による償還指導を行った。その結果、令和3年度収入未済額について、令和4年12月末現在で、4名から447,643円（うち完済2名、355,643円）を回収した。
- また、新たな返還金及び徴収金の発生を防ぐため、面接等により生活保護世帯の状況把握を行った。

生活保護費の返納金については、令和4年8月に家庭訪問による償還指導を行った。その結果、12月末現在で、1名から20,000円を回収した。

- ①イ貸付金の元利金及び違約金を滞納している者に対して、家庭訪問や文書・電話による償還指導を繰り返し行うとともに、生活状況を聴取して分割納入等の指導を行った。併せて、連帯保証人に滞納状況を通知するなど償還指導に努めた。その結果、令和3年度収入未済額について、令和4年12月末現在で、150件1,036,511円を回収した。

また、新たな滞納の発生を防ぐため、新規の貸付に当たっては、借主、連帯借主への面接を行うとともに、連帯保証人に対しても意思確認を行い、償還に対する意識醸成の徹底を図った。

- ①ウ償還計画を作成させ、計画的な償還を促している。また、償還が滞る恐れがある場合は、借受者や連帯保証人との面談、電話連絡等により償還が継続されるよう努めている。

これらの取組により令和4年12月末現在で、165,000円が納付された。

- ①エ道路占用料については、文書等による催告を行ったが、令和3年7月に債務者が破産手続の開始決定を受けたことから、破産管財人に対して滞納金を交付要求中である。

河川占用料については、各債務者の状況把握及び継続意思の確認を行うとともに、文書等による催告を行った。また、時効が成立した債権については、速やかに不納欠損処理を行った。

ボートパーク等施設使用料については、滞納している者に対して電話及び訪問による償還指導を繰り返し行い、収入未済の縮減を図った。

これらの取組により、令和4年12月末現在の収入未済額は184,174円減少し、引き続き収入未済額の縮減に努めている。

- ②公有財産貸付台帳を整備した。今後、公有財産を貸し付ける際には、岡山県財務規則等関係規程を複数の職員で確認することにより貸付財産の適正管理に努めることとする。

- ③既存の冷却遠心機は直ちに処分手続を行った。今後は廃棄する場合、備品シールの添付を確認し処分手続を怠らないよう周知徹底した。

東備地域事務所	令和4年10月17日
---------	------------

**監査結果（指摘事項）**

- ①前年度の注意・指導事項のうち、支出の手続が適正でないものについて、本年度の監査においても、特定管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）の収集、運搬及び処分業務に係る支出について、最終処分終了日の確認により履行確認すべきところを、運搬終了日にしているものが認められた。

**措置の内容**

- ①当該履行確認については、同様の誤りを行わないよう最終処分終了日に履行確認することについて改めて周知徹底するとともに、履行確認日を複数

の職員で確認することとした。

備中県民局

令和4年10月13日

監査結果（指摘事項）

①収入未済額について、雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）については総額の増減はなく、雑入（生活保護費返還金・徴収金）については増加している。いずれの項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

ア雑入（生活保護費返還金・徴収金）収入未済状況

令和2年度末	2,602,878円
令和3年度末	11,671,490円
比較増減	9,068,612円

イ雑入（霞橋側道橋放火に係る原因者負担金）収入未済状況

令和2年度末	3,567,040円
令和3年度末	3,567,040円
比較増減	0円

②複写サービスに係る需用費の支出（毎月支払）について、業者からの請求書の記載額が誤っていることに気付かず、過払いとなったものが認められた。

措置の内容

①ア保護受給中の者については、毎月の保護費支給時に面接して計画的な徴収を行っている。保護廃止済の者については、世帯状況を確認し返還可能額について協議するなど、その徴収等に努めている。引き続き、世帯状況も勘案しながら、文書や訪問による納付指導を行うとともに、誠意ある対応がみられない者に対する法的手段による徴収の実施も併せ、収入未済の削減に努める。他方、新たな返還金・徴収金の発生を未然に防ぐため、保護受給世帯に対し収入申告義務について繰り返し説明することで正しい申告を行わせるとともに、課税調査の実施や資産申告書を毎年度徴収するなど世帯状況の確認を実施している。

令和4年12月末現在収入状況      3件      668,576円

①イ原因者負担金については、債務者が刑法犯として実刑判決を受け服役中のた

<p>め、収入未済となっている。収監先の確認、財産調査を行ったところ、収監先の確認が取れ、また、預貯金は数百円、生命保険の加入はないことが確認された。</p> <p>今後は、債務者釈放後の所在を把握し催告を行うとともに、支払能力等を勘案し、必要に応じて親族等が任意弁済に応じるかも確認していく。</p> <p>②副担当を含めた複数名による請求内容の確認を行うとともに、使用枚数に異常値があった場合は、債権者へ確認する等、正当な請求であることの確認を行うことを徹底し、適正な事務処理に努めている。</p>	
井笠地域事務所	令和4年10月13日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①管理事務所耐震診断実施設計業務において、契約書の作成を省略できない業務であるにもかかわらず、請書を徴しているものが認められた。</p> <p>②道路維持修繕工事費（役務費）の支払において、契約の相手方（個人）が死亡したため、相続人全員から代表者1名を受任者とする委任状を徴し、当該受任者からの請求により当該受任者に支払うべきところを、当該受任者からの請求書を徴することなく、死亡した相手方からの請求書の写を請求書として扱い、当該受任者の口座に支払を行っていたものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①土木建築に関する委託の契約締結時は、「土木建築事業にかかる調査・測量・試験及び設計事務等委託要領」等の契約書作成に係る省略規定を確認し、適正な事務処理を行うよう周知徹底した。</p> <p>②法人個人ともに、契約の相手方の死亡による事務処理の流れを再度確認し、必要書類の徴求や内容確認を徹底した。</p>	
高梁地域事務所	令和4年10月13日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①道路維持補修工事の支払について、支払手続が完了していないと誤認し業者に請求書の再発行を依頼し、誤って二重に支払ったものが認められた。</p> <p>②修繕(空調設備の更新)の契約において、契約金額が100万円以上であるにもかかわらず検査調書を作成していないものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①二重払発覚後、業者へ納入通知書を送付し、令和4年4月21日に返納された。今後は支払処理後、起案に支払年月日の記入を徹底するとともに、決裁後は担当者間で支払の確認を行うこととした。</p> <p>②経理担当作成のチェックリストを活用するとともに関係職員間で再度確認し、適正な処理を行うよう徹底した。</p>	
新見地域事務所	令和4年10月13日

<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①県収入証紙の収入に当たり、収入証紙ちよう付実績簿を整備していないものが認められた。</p>													
<p>措置の内容</p> <p>①収入証紙ちよう付実績簿を備えるとともに、関係規則の内容について周知し、適正な事務処理を行うよう徹底した。</p>													
水島港湾事務所	令和4年10月13日												
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①令和2年度建設事業市町村負担金精算に伴う還付金の支払において、支出調書を作成していないものが認められた。</p>													
<p>措置の内容</p> <p>①根拠法令の規定や支出命令書に必要な添付書類について改めて確認するとともに、複数の職員による確認を徹底することとした。</p>													
美作県民局	令和4年10月5日												
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①収入未済額について、雑入（生活保護費返還金・徴収金外）及び違約金及び延納利息（農業改良資金貸付金違約金）については総額は減少しているものの、雑入（スラッジ撤去処理処分費用）については総額の増減はなく、県税（滞納繰越分）及び県税関係諸収入（延滞金、加算金）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。</p> <p>ア雑入（スラッジ撤去処理処分費用）収入未済状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和2年度末</td> <td style="text-align: right;">2,172,000円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度末</td> <td style="text-align: right;">2,172,000円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> </table> <p>イ県税（滞納繰越分）収入未済状況</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">令和2年度末</td> <td style="text-align: right;">97,747,468円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度末</td> <td style="text-align: right;">106,749,539円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">9,002,071円</td> </tr> </table>		令和2年度末	2,172,000円	令和3年度末	2,172,000円	比較増減	0円	令和2年度末	97,747,468円	令和3年度末	106,749,539円	比較増減	9,002,071円
令和2年度末	2,172,000円												
令和3年度末	2,172,000円												
比較増減	0円												
令和2年度末	97,747,468円												
令和3年度末	106,749,539円												
比較増減	9,002,071円												

ウ県税関係諸収入（延滞金、加算金）収入未済状況

令和2年度末	5,190,038円
令和3年度末	5,397,154円
比較増減	207,116円

エ雑入（生活保護費返還金・徴収金外）収入未済状況

令和2年度末	3,487,130円
令和3年度末	3,057,805円
比較増減	△429,325円

オ違約金及び延納利息（農業改良資金貸付金違約金）収入未済状況

令和2年度末	3,045,112円
令和3年度末	2,855,112円
比較増減	△190,000円

措置の内容

- ①ア債務者は、本県の粘り強い督促もあり、安定した収入がない中、毎年5,000円～20,000円程度を納入してきた。  
一方、債務者は高齢で、令和2年度末に病気入院するなど督促自体が困難になっており、福祉的配慮を優先する必要がある。  
こうした状況や事務処理コスト等を総合的に勘案し、令和4年9月9日、県債権管理条例に基づき履行延期の特約をした。
- ①イ及びウ滞納者の財産調査を徹底し、預貯金や給与などの早期に現金化できる債権を中心に差押えを実施するとともに、税額が大きい不動産取得税の課税予告を事前に送付したり、催告書の封筒を赤色にする等、収入未済額の縮減に努めている。
- 県税の収入未済総額の6割以上を占めている、市町村が賦課徴収する個人県民税については、岡山県滞納整理推進機構は終了したが、引き続き県民局で徴収強化のための市町村支援を実施している。

また、給与から天引きする特別徴収を徹底する取組を推進し、個人県民税の収入率向上を図っている。

今後も、滞納処分のさらなる迅速化と市町村との連携強化により税収の確保に努める。

①エ生活保護費返還金・徴収金については、文書及び電話連絡による督促を実施、県内居住者については、訪問による督促を実施した結果、債務額の一部（令和4年12月末現在700,732円）について償還があった。今後とも督促を行い、収入確保に努めるとともに、収入申告義務について繰り返し説明するなど、収入未済の発生防止に努める。

①オ各債務者については、償還計画に基づき、確実に償還がなされている（令和4年12月末現在：償還金額140,000円）。

ただし、毎月の償還金額が、収入未済額に対して少額であることから、適宜、生活状況等の把握に努め、計画的な償還に加え、早期の完済に向けて、引き続き指導等を行うことにより、適切な収入確保に努める。

真庭地域事務所

令和4年10月5日

監査結果（指摘事項）

①雑入（ガードレール修繕に係る費用弁償）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

雑入（ガードレール修繕に係る費用弁償）収入未済状況

令和2年度末	1,832,000円
令和3年度末	1,532,000円
比較増減	△300,000円

措置の内容

①債務者の転職により収入が不安定になったことが原因で分納が滞ったため、本人及び父親と面談・交渉を行った結果、連帯保証人である父親が令和4年10月分から納付することを約束したが、納付には至っていない。今後、国税滞納処分の例による滞納処分を視野に入れつつ、引き続き父親に対し粘り強く納付交渉を行う。

勝英地域事務所

令和4年10月5日

監査結果（指摘事項）

①前年度の注意・指導事項のうち、契約関係で適正でないものについて、本年度の監査においても、業務委託について、契約書及び共通仕様書で定める部



# 令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

分使用同意書の提出を受けていないにもかかわらず、受注者からの引渡し前の成果物を他の業務に使用しているものが認められた。

## 措置の内容

①受注者との初回協議時に納品前の成果物を他業務に使用する旨を説明、併せて部分使用同意書の提出を求めるよう、職員に周知徹底した。

## 2 諸局・企業局関係

監査実施機関	監査実施年月日						
企業局	令和4年7月15日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①営業未収金（給水料金）の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。</p> <p>営業未収金（給水料金）収入未済状況</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和2年度末</td> <td>78,841,720円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度末</td> <td>81,211,512円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td>2,369,792円</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度末	78,841,720円	令和3年度末	81,211,512円	比較増減	2,369,792円
令和2年度末	78,841,720円						
令和3年度末	81,211,512円						
比較増減	2,369,792円						
<p>措置の内容</p> <p>①平成29年3月に、その時点での累積滞納額を担保するため、債務者所有の土地及び建物への抵当権設定により一旦整理したところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響等により支払が滞り滞納額が増加したことから、弁護士の協力を得て納付交渉を行うなど債権回収の強化に努めたところである。</p> <p>その結果、現年度分についての期限内納付及び過年度分についての具体的な返済計画を定めた和解内容について合意に至ったことから、岡山簡易裁判所に和解の申し立てを行い、令和4年9月に和解が成立したところである。引き続き債権管理を適切に行い、返済計画の確実な履行による滞納額の減少に努めてまいりたい。</p> <p>令和4年12月末現在収入状況 210,000円</p>							

## 3 教育委員会関係

監査実施機関	監査実施年月日

教育庁	令和4年11月4日						
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①収入未済額について、高等学校貸付奨学金及び高等学校等奨学金貸付金については総額は減少しているものの、大学奨学金貸付金及び違約金及び延納利息（岡山県地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金遅延利息）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。</p>							
<p>ア高等学校貸付奨学金収入未済状況</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和2年度末</td> <td style="text-align: right;">9,418,001円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度末</td> <td style="text-align: right;">7,825,794円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">△1,592,207円</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度末	9,418,001円	令和3年度末	7,825,794円	比較増減	△1,592,207円
令和2年度末	9,418,001円						
令和3年度末	7,825,794円						
比較増減	△1,592,207円						
<p>イ高等学校等奨学金貸付金収入未済状況</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和2年度末</td> <td style="text-align: right;">26,698,952円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度末</td> <td style="text-align: right;">21,491,929円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">△5,207,023円</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度末	26,698,952円	令和3年度末	21,491,929円	比較増減	△5,207,023円
令和2年度末	26,698,952円						
令和3年度末	21,491,929円						
比較増減	△5,207,023円						
<p>ウ大学奨学金貸付金収入未済状況</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和2年度末</td> <td style="text-align: right;">1,559,669円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度末</td> <td style="text-align: right;">3,423,672円</td> </tr> <tr> <td>比較増減</td> <td style="text-align: right;">1,864,003円</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度末	1,559,669円	令和3年度末	3,423,672円	比較増減	1,864,003円
令和2年度末	1,559,669円						
令和3年度末	3,423,672円						
比較増減	1,864,003円						
<p>エ違約金及び延納利息（岡山県地域改善対策奨学金及び通学用品等助成金返還金遅延利息）収入未済状況</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>令和2年度末</td> <td style="text-align: right;">636,495円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度末</td> <td style="text-align: right;">1,039,590円</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度末	636,495円	令和3年度末	1,039,590円		
令和2年度末	636,495円						
令和3年度末	1,039,590円						

比較増減

403,095円

## 措置の内容

- ①ア滞納者に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連帯保証人・保証人にも督促を行い、全ての債務者に状況を認識させている。新たな収入未済の発生防止のため、早い段階から電話や訪問による督促を実施する（土日の訪問も実施）とともに、猶予制度の活用についても促している。経済的理由により長期滞納となっている者に対しては、資力確認を行い、履行延期の特約等により徴収緩和を行っている。
- また、繰り返しの督促に応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。
- 令和4年度過年度分については、令和4年12月末現在で、151件1,348,677円の納付があり、また63件860,000円の履行延期の特約等を行った。
- ①イ滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。
- また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。
- これらの取組により、令和4年12月末現在で、高等学校等奨学金分100件905,748円の納付があった。
- ①ウ滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。
- また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。
- これらの取組により、令和4年12月末現在で、大学奨学金分4件55,000円分の納付があった。
- ①エ滞納者や連帯保証人に対して、文書・電話・訪問による督促を繰り返し行うとともに、連絡が取れない者については、住民票等の公用請求なども行いながら、居住地の特定・生活状況の把握に努めている。
- また、繰り返しの督促にも応じない債務者に対しては、法的手続を含めた対応を弁護士に委託し、返還請求に関する訴えの提起を行うなど、債権整理・回収の取組の強化を行っている。
- これらの取組により、令和4年12月末現在で、延滞利息分6件27,862円分の納付があった。

# 令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

総社南高等学校	令和4年7月22日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①前々年度の注意・指導事項のうち、履行確認が適正でないものについて、本年度の監査においても、揚水ポンプ取替の修繕について、請書で修繕を完了したときは、修繕完了届を提出し、検査を受けることになっているが、当該届が提出されていないものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①前々年度の監査において注意・指導された際の措置として、請書を徴した場合の履行確認について、請書の記載内容を再確認した上で、適正な事務処理を行うよう周知を図ったところであるが、周知した事務処理の徹底が図られず再度同様のことが起こった。</p> <p>そのため、今後は同様のことが起こらないよう、修繕請書の提出を受けた場合は、必ず修繕完了届の提出が必要であることを前提として、複数の職員が履行確認に対応し、書類の有無も含め履行の完了を確認するよう改善した。</p>	
東備支援学校	令和4年7月15日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①契約金額100万円以上の物品の支払において、検査調書を作成していないものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①納品の際、物品検収点検票による検査完了後、直ちに検査調書を作成する。また、財務規則等を改めて確認した上で、契約金額の確認及び支払時の検査調書作成の有無の確認を複数人で行うこととした。</p>	

## 4 公安委員会関係

監査実施機関	監査実施年月日				
警察本部	令和4年10月21日				
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①諸収入（放置違反金等）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。</p> <p>諸収入（放置違反金等）収入未済状況</p> <table border="1"> <tr> <td>令和2年度末</td> <td>2,264,300円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度末</td> <td>1,514,200円</td> </tr> </table>		令和2年度末	2,264,300円	令和3年度末	1,514,200円
令和2年度末	2,264,300円				
令和3年度末	1,514,200円				

比較増減	△750,100円
<p>措置の内容</p> <p>①新たな収入未済の発生を抑止するため、滞納者に対して早期の催促や預貯金の差押え等滞納処分を積極的に実施したほか、滞納者に対して毅然と対応し早期納付を促した。</p> <p>また、放置違反金等徴収強化期間を年3回設け、休日等の自宅や平日等の勤務先への訪問など、複数職員が滞納者との直接面会に根気強く努め、丁寧な説明と説得を行い早期納付を促し、より実効性の高い活動を実施した。</p> <p>県外の滞納者に対しては、債権回収業者に所在確認を依頼するとともに、居住していると思われる地域を拠点とする金融機関や社会保険事務所等への照会を継続して実施し、滞納者の稼働先、口座等の把握に努めた。</p> <p>さらにSNS情報の検索等を通じて、滞納者の所在確認や資産状況の把握などに努めた。</p> <p>これらの継続的な取組の結果、令和4年12月末現在、収入未済額について、「現年度分」では放置違反金を18件285,000円に圧縮し、「過年度分」では延滞金を6件32,900円に、放置違反金を33件501,000円にそれぞれ圧縮した。</p> <p>今後とも、資力があるにもかかわらず支払わない悪質な滞納者に対しては一層毅然とした態度で回収に臨むなど、収入未済の圧縮に努めていく。</p>	
岡山南警察署	令和4年7月13日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①両袖机等の調達に係る契約について、50万円以上であるにもかかわらず請書を徴していないものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①所属内で関係法令の再確認を行うとともに複数の目で必要書類のチェックを確実なものとする事で、同種事案の再発防止措置を講じている。</p>	
井原警察署	令和4年7月25日
<p>監査結果（指摘事項）</p> <p>①自動販売機売上手数料について、調定決議の審査確認は行っていたが、納入通知書が発行されていないものが認められた。</p>	
<p>措置の内容</p> <p>①判明後、直ちに納入通知書を発行の上、債務者へ送付し、納付を確認した。</p> <p>また、調定決議の審査確認後は速やかに納入通知を発行することとし、発行の際には、発行事実を複数の者で確認するとともに、発行したことを記録・管理することとした。</p>	

# 令和5年3月24日 岡山県公報 第12483号

美作警察署	令和4年8月3日
監査結果（指摘事項） ①消耗品の支払について、業者から重複する請求書が送付され、誤って二重に支払ったものが認められた。	
措置の内容 ①戻入手続きを行い、業者から過払い分の返納を受けた。 請求書、物品要求票、支出決議書を複数人で確認し、適正な支出に努めている。	